

【療養費・家族療養費】

# 療養費・家族療養費の請求について

医療機関へ組合員証（被扶養者の場合は被扶養者証）を提示できず、一旦医療費全額を支払った場合は、後日、公立学校共済組合に請求することにより、組合員証を提示したときの療養の給付等に相当する費用（保険組合が負担する医療費）を「療養費・家族療養費」として受け取ることができます。

## 1 組員証を提示しないで医療費全額を自己負担した場合



例：被扶養者の認定申請中や、帰省先での組合員証不携帯など

療養費等請求書【用紙No.療養1】に、医療機関で作成してもらう①と医療機関からもらう②の書類をつけて所属の共済事務担当者を經由して提出してください。

添付書類

- ① 診療報酬領収済明細書【用紙No.療養2,3】、  
調剤報酬領収済明細書【用紙No.療養4】
- ② 領収書（原本）

## 2 誤って、以前加入していた健康保険組合の保険証で受診したため、以前の健康保険組合へ医療費を返還した場合



例：他の健康保険組合に加入していたが、新たに公立学校共済組合の組合員になった場合

以前加入していた健康保険組合へ医療費を返還し、療養費等請求書【用紙No.療養1】に以前の健康保険組合からもらう次の書類をつけて、所属の共済事務担当者を經由して提出してください。

添付書類

- ① 診療（調剤）報酬明細書（写）
- ② 以前の健康保険組合へ医療費を返還したときの領収書（原本）

## 3 海外旅行・海外出張中に海外で病気になり治療を受けた場合



例：海外旅行の場合や、在外教育施設に派遣された場合

療養費等請求書【用紙No.療養1】に、治療を受けた海外の医療機関で作成してもらう①と医療機関からもらう②の書類、①と②の写しに日本語訳文を書いた③の書類をつけて所属の共済事務担当者を經由して提出してください。

添付書類

- ① 診療内容明細書・領収明細書【用紙No.療養5】又は【用紙No.療養6】
- ② 医療機関に医療費を支払ったことがわかる領収書などの書類
- ③ ①及び②の日本語訳文、翻訳した方の住所・氏名を記載し、押印してください。

・添付書類の記載の中で【用紙No.○○○】とあるのは、当共済組合指定の様式の種類を指します。

【注意】

- ・健康診断、予防注射などは健康保険の対象外なので、医療費等は自己負担です。
  - ・公務災害や通勤災害による傷病については、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償が行われるため、原則として、健康保険や療養費等請求の対象になりません。
  - ・交通事故など、相手方（加害者）の行為によりケガをして治療を受けた場合、その治療に要する費用は加害者が負担するのが原則で、健康保険や療養費等請求の対象になりません。
- ※次のような場合は、事前に公立学校共済組合に連絡して了承を得ることにより、組合証を使用して治療を受けることができます。
- ・交通事故で組合員側の過失割合が大きい場合や相手が不明の場合
  - ・公務災害や通勤災害に認定されるまでの間、何らかの事情により組合員証の使用を希望する場合

問合せ先

給付貸付課短期給付係

03-5320-6827